

ひめしゃら

ひめしゃら法律事務所ニュース
2014年10月6日号

vol.9

5周年
特集号



ひめしゃら法律事務所 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675 FAX. 042-548-8676
http://www.himesyara.com

5th Anniversary



since 2009

6月20日、

立川グランドホテルにおいて、

「ひめしゃら法律事務所開設5周年を祝う会」が行われました。日頃から親しくお付き合いいただいている10名の「呼びかけ人」が声をかけていただき、約250名の方々がお祝いにお越しになって盛大な会となりました。

当日は多数の方からご祝辞をいただき、村上弦一郎さんのピアノ演奏、神田すみれさんの講談、松平晃さんのトランペットなど盛りだくさんの内容で、参加者からも「大変文化的で楽しい会だった」という声をいただきました。所員の活動の様子を紹介したスライドショーも大変好評でした。

2009年4月に弁護士6人、事務局3人で発足した当事務所は、お陰さまで、5周年を迎えた今日、弁護士11人、事務局5人の、多摩地域では大規模な事務所のひとつになりました。

「祝う会」は、多数のみなさまの御参加を得て盛会のうちに終わりました。当事務所が皆さまのあたたかい御支援、御協力によって支えられていることを改めて実感しました。



ひめしゃら法律事務所開設5周年 あいさつ 所長弁護士 杉井 静子



私たちは、地域の法的駆け込み寺、とりわけ弱者の味方として個々の事件に誠実にとりくむこ

とはもちろんですが、若手育成に力を注いできました。法テラスのスタッフ弁護士の養成を受け入れ、5年間に4人の弁護士を地方の弁護士過疎地に送り出しました。若手弁護士が多数を占め、東京3弁護士会多摩支部の活動の中心を担ってまいります。今年から藤原真由美弁護士（日弁連・憲法問題対策本部副本部長）・杉本拓也弁護士・渡邊ゆき事務局員も加わり、新しい風を吹き込んでまいります。

安倍内閣の下での秘密保護法の強行、政府の解釈で集团的自衛権行使を認める暴挙、明文改憲の動き等々、この国の民主主義と平和を脅かす策動が顕わなこの時期、弁護士会と法律事務所の果たす役割は大きくなっています。私たちも「再び日本を戦争をする国にさせない」という多くの国民の思いを大切にしたいのです。今後とも御指導をよろしくお願い申し上げます。



律事務所開設 を祝う会

— 2014.6.20 —



全所員が登壇して、杉井静子所長があいさつ。地方の事務所に赴任している元所員も駆けつけました。



会場には池坊秋葉水明さんによりひめしゃらの樹が生けられました。



桐朋学園大学教授 村上弦一郎さんがお祝いのピアノ演奏



乾杯は日本画家の宮本和郎さん



会場風景



ひめしゃら法 5周年

法テラス本部理事 田中晴雄さん のお祝いのことば

5周年の会がこのように盛大に開かれたことにお慶び申し上げます。これはひとえに事務所に所属されている皆様のお人柄と、その活動の広さを物語るものと思います。この事務所はスタッフ弁護士と密接に関わりを持っていきます。お集まりの皆様のさらなるご支援により、さらに活動を広げて、地域の司法サービスの充実に寄与していただきたいと思います。



呼びかけ人を代表して立川至誠ホーム長の 橋本正明さんがあいさつ



ひめしゃら法律事務所の地域に密着した活動は、どれだけこの地域の人権問題をかかえるクライアントの生活を守っておられるかと思うとき、感謝の一言でございます。5周年を迎えられたことを皆さま方と大いに喜びたいと存じます。

参加者の声



「いだ・むつぎさん」
祝賀会にはいろんな職業の人たちが来ていました。私も皆さんと一緒に、人権と文化の祭典を楽しませていただきました。



会場風景

都留文科大学学長 福田誠治 さんのお祝いのことば



都留市というのは人口が3万の都市でして、4年制の大学をもっている世にも不思議な自治体です。
おもしろいのはジェンダープログラムというのを先生方の発案でもって、そこに杉井静子先生に授業に来ていただいています。受講生が約200名と、とても多く人気のある授業をしていただいています。今日はそのお礼とお祝いを兼ねてうかがいました。

元国立市長 上原公子さん のお祝いのことば



開設5周年本当に
おめでとうござい
ます。私と静子さんと
の出会いが国立市の法律
顧問として就任していただ
いたのが初めです。私は国立ゆかりの
方で、しかも女性がいいなど。憲法
市長といわれていましたので、憲法
で同じ思いの方がいらっしゃればと
いうことで、顧問をお願いしました。
ひめしゃらというひそやかですけれ
ども、とても美しい人の心を和ませ
る事務所にふさわしく、さらに発展
していただくよう願っております。

会場風景





東京弁護士会多摩支部長 露木肇子さんのお祝いのことば



5周年おめでとうござい
ます。弁護士会の多摩支
部も立川へ移ってきて5
年になりますが、ひめし
やらの皆さんは才能豊か
だし、行動力もあるし、頼
もしい市民の味方で、多摩支
部の活動を支えていただいでいま
す。これからも支部のためにぜひサ
ポートして、さらにリードしてくだ
さるようお願いいたします。

神田すみれさんの講談

さすが話術のプロ。
250名を超える参加者を
集中させる。



おもいがけないプレゼントに
大喜び!



日本共産党副委員長 元参議院議員 緒方靖夫さんのお祝いのことば



受付風景



ひめしやらと
いうのは可憐な白
い花なんです。大地にしっかり根
を張るそういう植物ですね。これか
らひめしやら法律事務所が大地に
根を張って可憐な花を咲かせる。次
の10周年を祝うときには、「こんな
に大きな発展を遂げた」そういう事
務所に大きく羽ばたくことを心から
祈念してお祝いいたします。

姫木平訴訟原告団長 原敏子さんのお祝いのことば

司会は姫木平原告団の原崇さん
と法テラス本部の花上知恵美さん



法律事務所の弁護士3名に上田の裁
判所に来ていただき裁判をしてもら
っています。いよいよ来年始めに判
決ということになりそうですが、よ
ろしく願います。一言お祝いを
申し上げたくて6名で参加しました。

私たちは長野県
の白樺湖から上田
方向へ5分ほど行
った姫木平別荘地
で地代値下げの裁
判をしている原告
です。原告団は現
在125名おりま
して、ひめしやら

閉会あいさつ 宮本康昭 弁護士

我々の事務所は歴史の流れに従って社会の動きをよく感じ取りながら、その要求と期待に従って仕事をしていきたい。

井上陽水の曲に「カナリア」というのがありますが、昔、炭坑ではカナリアの籠を先頭に坑内にはいったそうです。カナリアは有毒ガスを体で感じて人間に知らせるのです。われわれの事務所は、そのような有毒ガスをすぐに感知するような事務所でありたいと思います。抱負ならぬこの「カナリア宣言」をもって閉会のごあいさつといたします。



スライド上映

5年間の事務所活動を紹介するスライドが上映されました。



締めめのラッパ
トランペットは松平晃さん



参加者の声

〈八木絹さん〉

私は編集者として憲法、ジェンダー、夫婦別姓をテーマにした静子先生の3冊の著書に携わらせていただきました。先生の問題関心は、事務所のお仕事そのものなんだなど、「5周年を祝う会」で紹介された事務所の歩みを見て感じました。



事務所活動スライドから……



2013年8月
姫木平を良くする会総会

会場風景



2014年5月21日
新横田基地訴訟報告会
杉野弁護士



2014年3月14日
東大和二中で岸・杉本弁護士
講演



2014年2月12日
立川高校で模擬裁判員裁判

つぶやき



弁護士 宮本 康昭
Miyamoto Yasuaki

あしたソ連軍が市内に侵攻するというその前夜、旧満州の北の町チチハルで、軍隊と軍人家族全員が真っ先に脱出して行ってしまったそのあとに大勢の市民が取り残されて、母は青酸カリを手許に用意し、9歳だった私も青酸カリで死に損なった場合の自殺のための拳銃の操作を教わった。

いま有頂天の首相は、母と子の絵を指して「日本国民を守る」などというが、本気でそれを信用する人がいるとしたら、それはよほど想像力に欠ける人である。「集団的自衛権」が現実化した場面では、日本の政府は他国の軍艦は守るけれども自国の国民は昔と同じように見殺しにするだろう。具体的な確信をもって私はそう考える。



弁護士 岸 敦子
Kishi Atsuko

ラジオ体操をやっています。以前は変わり者扱いをされることもありましたが、数年前から再評価(?)が進んでいるらしく、珍しがられることも減ってきました。仲間が増えて、嬉しい限りです。

普段は第1と第2をやっていますが、最近、ラジオ体操第3というものがあることを知り、TVで放映するというので録画して見ました。紹介されていたのは一部分だけだったのでマスターすることはできませんでしたが、噂通り結構ハードで難しい運動だということはわかりました。いつか習得して、もう少し体力をつけたいなあと考えています。



事務局 日下 努
Kusaka Tsutomu

人生にはいくつかのターニングポイントがある。例えば進学であったり、就職、あるいは結婚、子の誕生など。無論良いことばかりではない。人生の浮き沈みは誰にでもある。みなそれぞれの出来事がターニングポイントだったと後々気づく。組織・団体や社会にもターニングポイントがあると思う。私たちが働き・生活しているこの社会の風向きによっても、個人々の生活や人生を左右することもある。現在の憲法解釈閣議決定はまさしく私にとっても、社会にとってもターニングポイントになるであろう。それも悪い方へ。今気づいているのならなにかしなければと強く思う。



弁護士 杉井 静子
Sugii Shizuko

夏休みのある日、立川のフロム中武で開催中の古本市で「多摩のあゆみ」という雑誌(たましん地域文化財団発行)のバックナンバーを手にした。民俗学者宮本常一が1961年からこの多摩の府中に住み、大國魂神社の太鼓調査報告書をまとめたり、日本民具学会設立を提案し理事として活動していたことを知った。多摩のことをもっと「あるくみるきく」機会をつくりたいと思う。「隠居したからといって楽をするのではない。仕事の分担がかわるのである。だから老人のいない家は実に困る」という宮本常一の言葉に今年古希を迎える身として、これからの生き方を考えさせられる今日この頃である。

ニュースがお手元に届く頃には、長男も5才になります。特

弁護士 杉野 公彦
Sugino Kimihiko

に教えたわけではないのですが、大分生意気な、そして理屈っぽいことも言うようになりました。ただ、自分の父親がどのような仕事をしているのかについては、おそらくまだ分からないのではと思っています。「弁護士の仕事」というものを一言で現すことは難しいですし、自分の関わっていることのどこまでが弁護士の仕事なのかもよく分からなかったりします。ただ、「みんなが自由に生きる社会を作るために頑張っている」ことくらいは伝えたいと思います。弁護士として大人として、子ども達の未来のために自由と民主を求める戦いを続けていく覚悟を決める必要があるのでしょうか。



弁護士 大出 良知
Ode Yoshitomo

ようやく大学の役職からは解放されたのですが、それを良いことに裁判員裁判の全国の実情を知るべく、傍聴行脚をしています。裁判自体は、参加された裁判員の方々が、いわゆるプロの想定をはるかに超える対応力を持っていて、順調に機能していると評価されています。しかし、他方で、辞退率が増えるなど、関心の広がりには驕りも見えています。結局、一時的な熱気で事態を根本的に変えることはできないということだと思います。あらためて、裁判、裁判所を身近なものにするという地道な努力を続ける必要があるということでしょう。

多摩丘陵を開発して造られた宿命が、多摩センター駅南側の駐車場は、高低差10mは雄

事務局 森元 衆代
Morimoto Tomoyo

に越える法面が50m以上は連なっている。夏ともなれば草茫茫で、プロのお仕事とはいえ大変だろうと思っていた。ところが、今夏はなんと白山羊さん4匹がその任にあたっている。「えっ!この草でいいの?」と心配にもなったが、数日後には綺麗に食べ尽くされ、次の区画に移動していた。仕事帰りなどに、「京プラと三越と草を喰む山羊」という映像に癒されたりもする。こんな何気ない普通の日常が破壊されませんように。



NEW FACE!

所員の



弁護士 杉本 拓也
Sugimoto Takuya

弁護士になって9か月が経過しました。事務所の先輩方に教をを乞いながら日々懸命にやっています。「1つ1つの事件に丁寧に向き合っていく」、そんな諸先輩方の姿勢を見習いながら、優しさと頼りがいのある弁護士に近づいていきたいと思ひます。そんな弁護士1年目、1人暮らしを始めたこともあり、独り飲みと料理が趣味になりました。しかし飲みすぎが原因かはわかりませんが、今年の7月に突然盲腸で入院するハメに…。幸い1週間で復帰することができましたが、体には気を付けて仕事と生活（飲酒も？）のバランスを保持したいものです。



弁護士 藤原真由美
Fujiwara Mayumi

憲法改正手続法が改正されて、憲法改正の国民投票に参加できる人の年齢が、18歳に下げられました。この法律は4年後から実施。つまり、今14才の子どもから対象になるわけです。14才といえば中学生。中学生の頃から憲法や平和に親しんで欲しいと考えた私は、「週刊子どもニュース」のようなセミナーを計画。ずうずうしくも、池上彰さんに「お父さん役」をお願いする手紙をお送りしました。すると、なんと池上さんからOKの返事が！ そんなわけで、今年の夏は、「池上彰さんと一緒に考えよう 夏休み親子憲法セミナー」の準備でおおわらわ。NHKのニュースでも報道され、また来年もと、期待の声が寄せられています。

夏が終わり、一挙に秋になった感じがですが、皆さまにはお元気でしょうか。

弁護士 杉井 厳一
Sugii Genichi



夏は、毎年、私にとっては、亡くなった父母の命日、原爆、終戦と、いろいろ考えるところの多い季節です。それにしても今年はいろいろ考えさせられることが多かったですね。集団的自衛権の閣議決定、辺野古への米軍基地移転、原発再稼働、消費税増税、露骨に財界向けの諸施策。そこへ持ってきてこの災害続き。安倍首相は、見て見ぬふりして、諸外国に金をばらまき、国威高揚か、財界奉仕か、ご機嫌な様子。秋になったら何か変わると信じて頑張る以外ないか。



弁護士 松縄 昌幸
Matsunawa Masayuki

昨年初めて上高地に行ってから、ハイキング・トレッキングにはまっています。学生の頃はただ歩くだけで何が面白いのかさっぱり理解できず、自分から好んでやることは全くありませんでした。林間学校等学校の行事でそういう機会があっても、早く終わらないかなと思ひながら、かなり嫌々やっていたのですが、まさかそれが好きになるとは。人の趣味・嗜好はずいぶん変わるものだと実感しています。

12月に第2子を授かる予定です。今年で3歳になる長女の誕生日も12月、妻も長女と1日違い。何かと忙しい時期ではありますが、一家団欒の時間を楽しめたらと思ひます（そのための準備が本当に大変ですが）。そして、子どもが生まれて最初の親としての試練が保育園探し。11月に申し込んでも2月中旬まで選考結果の発表を待たなければならず、しかも待機児童の問題は根本的にはまったく解消されないまま子育て新制度がスタートし…。まだまだあわただしい日々が続くそうです。



事務局 長井 健治
Nagai Kenji



弁護士 伊吹 勝美
Ibuki Katsumi

6月に当事務所の5周年記念パーティーが開催されました。私は、5年前の事務所開設パーティーに引き続き、会場設営等の「裏方」の仕事を担当しました。事務所開設時に比べ、パーティーの規模も大きくなったことから、各所から様々な意見、提案等が出されるようになり、調整が大変で、裏方会議では、G弁護士だけではなく、普段温厚な私まで大声を上げることがあったような気がします。とにかく無事に終えられてほっとしました。皆様、ご来場、御協力等いただきありがとうございました。そして、裏方の皆さん、お疲れさまでした。

はじめまして、事務局 渡邊 ゆき
Watanabe Yuki



今年1月から勤務しています。よろしくお祈りします。趣味というか、もはや趣味の範疇を超えているのが、歌うことです。社会人になってからゴスペルを始め、数々のコンサートや、TV出演もした経験があります。いまは、ゴスペルだけでなく、ソロでも歌っていて、今年は国民救援会の方々が中心となって企画した『救援ひろば』というイベントで歌わせていただきました。ちょっと調子が悪いときでも、歌うと、身体が鳴る感覚がして、気持ちいいです。音楽は、私のエネルギー源です。

先日、友人の誘いでボルダリングに挑戦しました。中学・高校の頃は運動部にいたとはいえ万年補欠という運動の向かない私ですが、なんとか一番簡単なランクは登れました。走ったりする激しいスポーツではないですが、意外と汗をかくことにびっくりしました。ダイエットや肩こりにいいと聞いたので、長く続けられたらと思ひています。



事務局 両部 奈緒
Ryobe Nao



日本は再び戦争する国へと進むのか？

—— 集団的自衛権の閣議決定がもたらすもの ——

弁護士 藤原 真由美

1 今年7月1日、安倍内閣は、海外での武力行使ができるようになる大きな決断を、国民の声も国会での反対の声も聞かず、閣議決定しました。日本とアジアのたくさんの方々の命を奪った太平洋戦争への痛切な反省の上に制定された日本国憲法は、武力ではなく、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」日本の安全を守る道を選びました。一切の戦力をもたず、話し合いで紛争を解決する平和創造国家になった日本は、経済的にもおおいに発展し、世界に貢献するまでになったのです。歴代の政府も、この憲法の平和主義の理念を尊び、60年以上にわたって専守防衛を国の理念としてきました。日本が武力攻撃された場合にだけ防衛に必要な最小限度の範囲でしか武力は行使できないとし、海外での武力行使は憲法違反というルールが定着していたのです。

提案したので、しかし、当然のことながら、この憲法改正草案は国民に受け入れられないどころか、話題にものぼらない始末。そこで、国民投票にかけなければならぬいめんな憲法改正ではなく、手取り早く、閣議決定をして憲法9条の縛りをとぎ、定着した憲法解釈をひっくり返すという姑息な方法で、自衛隊が海外で武力行使できるようにしたのです。



4 さて、集団的自衛権が行使できるようにになると、私たち国民にはどんな影響があるのでしょうか。今、アメリカは再びイラクで爆撃を再開しています。このアメリカに対し、イラク国内の武装勢力が反撃を行い、もしアメリカが日本に自衛隊の行動を要請してきたら、日本はアメリカ軍とともにイラクで戦うことを余儀なくされるかも知れません。その場合、9・11のテロが、今度は日本に向けられるおそれもあるのです。つまり、日本はアメリカの戦争に巻き込まれ、自衛隊は人を殺し、殺される危険を背負わされることとなります。海外で国際支援活動をしているNGOも、命の危険にさらされることになるでしょうし、アジアなどの海外で活動している日本企業との関係者も、今までのように企業活動ができなくなる可能性があります。

2 ところが、「戦後レジームからの脱却」をめざす安倍首相は、今の憲法はアメリカから押しつけられたものだと主張し、憲法を改正して「国防軍」という軍隊をもてるようにする憲法改正案を、一昨年春に

提出したので、しかし、当然のことながら、この憲法改正草案は国民に受け入れられないどころか、話題にものぼらない始末。そこで、国民投票にかけなければならぬいめんな憲法改正ではなく、手取り早く、閣議決定をして憲法9条の縛りをとぎ、定着した憲法解釈をひっくり返すという姑息な方法で、自衛隊が海外で武力行使できるようにしたのです。

3 憲法は、内閣閣僚や、もちろん首相にも憲法尊重擁護義務を課し(99条)、憲法に違反する閣議決定は、効力を持たないと定めて(98条)、国政をあずかる人たちが暴走するのを防いでいます。憲法を守るべきは国民ではなく、国政をあずかる人たちです。これを立憲主義といいますが、国家の大原則なのですが、安倍首相はそれと自体も全く無視するという暴挙を、やってのけました。今、メディアの世論調査によると、安倍内閣の支持率がどんどん下がっています。消費税増税への批判と同時に、国民の意思を無視して戦争する国へと暴走する安倍内閣への国民

5 売られてもいけないけんかを、誰が好き好んで買う必要があるのでしょうか。この閣議決定をもとに、今年12月には日米ガイドラインが見直され、来年春には自衛隊法、PKO協力法などの改正案が一括して国会に上程されます。国民の反対の声を大きくしていくことが、平和な日本を維持していくために、今何よりも求められています。

の危機感の現れなのではないでしょうか。

の危機感の現れなのではないでしょうか。

の危機感の現れなのではないでしょうか。

の危機感の現れなのではないでしょうか。

編集後記

- 今回は事務所開設5周年イベントの特集となりました。ニュースとして皆様に当日の様子をお届けしたいと思い編集作業にとりくみました。
- 御嶽山が噴火し、多数の犠牲者が出ました。突然の噴火に各方面からも驚きの声。原発再稼働に警鐘を鳴らしているようです。
- この1年の間に新しい所員が3名入所しました。なお中田雅久弁護士は8月末で事務所を退所しました。

(K)

当事務所には、駐車場がありません。
最寄りの駐車場はタイムズ高松駅前になります。
(30分100円)



ひめじら法律事務所
〒190-0014 東京都立川市緑町7-1
アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675
FAX. 042-548-8676
受付時間 9:30 ~ 17:30 月~金(祝日除)

- アクセス**
- モノレール立川北駅から上北台行1つ目 高松駅下車 裁判所側出口から徒歩1分
 - 立川駅北口から徒歩15分

ホームページもご覧ください [ひめじら法律事務所](#) [検索](#)